

- 1 日時 : 令和6年8月6日(火)14時から15時30分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員  
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ  
(公文書館)宅間館長、武田次長、三宮チーフ、宮本主幹、今村主幹、松島主事、  
本澤専門員、服部専門員、織田専門員、山本会計年度任用職員
- 4 議事概要
  - ・ 令和6年度第1回公文書管理委員会の議事録、議事概要を確認し、確定した。
  - ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、一次選別と二次選別の結果が違うものや選別会議で議論となったものを中心に説明した。
  - ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった公文書ファイルのうち一部のファイルについて諮問を受けた選別結果から、歴史公文書等該当(移管が適当)、歴史公文書等非該当(廃棄が適当)及び継続審議と、それぞれ異なる措置とすることが適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行った。
- 5 諮問に関する主な意見
  - ・ 戦後の戦争関係の資料は、戦時中の状況が分かるものだけでなく、戦争経験者や外地からの引揚者の生活、戦後の生活あるいは戦後社会への関わり方等、色々なところで戦争が関係しながら戦後社会が動いているものであり、そういった研究も進んでいるので残すべき。
  - ・ 昭和30年代頃に作成された警察の記録というのは、現在とは違う色々な制度のものが大量に含まれているかもしれない、現物確認や詳細な聞き取りを行った上での判断が必要なので、継続して審議することとし、これら以外の公文書ファイルも含めた19ファイルについて、別紙3(継続審議)を附して答申することとした。
  - ・ 警察本部の議会に関する資料の保存期間が1年に設定されているが、保存期間を5年又は10年に設定できないか検討をお願いしたい。
- 6 その他
  - ・ 委員から、今後は保存期間が満了した電子文書を二次選別で確認することが増えてくると思われることから公文書館による確認方法について質問があり、公文書館から、知事部局は文書情報システムで確認できるが、公立大学法人や県警察本部は違うシステムであるため、CD-R等の媒体に公文書ファイルを保存してもらって、公文書館が受け取る方法を想定しているとの回答があった。
  - ・ 令和6年度第3回高知県公文書管理委員会を令和7年2月4日(火)に開催することとした。
  - ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。